

個人事業主のための 出産育児支援制度まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

個人事業主のための出産育児支援制度まとめ

■ 出産前後の国民年金保険料免除制度

■ 制度の概要

個人事業主（第1号被保険者）は、出産前後の一期間、国民年金保険料が免除されます。この期間は「保険料を納付したもの」として扱われ、将来の老齢基礎年金の受給額に反映されます。

■ 免除期間と対象者

- ・ **対象者**： 国民年金第1号被保険者で、出産日が2019年2月1日以降の方。
- ・ **免除期間**： 出産予定日（または出産日）の前月から4カ月間。
- ・ **多胎妊娠の場合**： 出産予定日（または出産日）の3カ月前から6カ月間。

個人事業主のための出産育児支援制度まとめ

■ 手続きのポイント

- ・ **届出時期**： 出産予定日の6カ月前から提出可能（出産後も可）。
- ・ **提出先**： お住まいの市区町村役場の年金窓口。
- ・ **必要書類**： 届書、母子健康手帳、基礎年金番号がわかる書類等。

■ 出産育児一時金とその他の支援

■ 出産育児一時金の支給

出産にかかる経済的負担を軽減するため、加入している健康保険（国民健康保険など）から一時金が支給されます。

項目	内容
支給額	原則50万円（※2023年4月改定）
支給対象	妊娠4カ月（85日）以上の出産
受取方法	直接支払制度の利用で窓口負担を軽減可能

個人事業主のための出産育児支援制度まとめ

■ 国民健康保険料（税）の軽減制度

2024年1月より、産前産後期間の国民健康保険料（税）が所得割額・均等割額ともに免除される制度が開始されました。

・ **対象期間**： 出産予定月（または出産月）の前月から4カ月間（多胎は6カ月間）。

・ **対象者**： 国民健康保険に加入している出産予定者・出産した方。

■ 記事内における留意事項

・ **育児休業給付金**： 原則として雇用保険の制度であるため、個人事業主は対象外です。

・ **出産手当金**： 健康保険（被用者保険）の制度であるため、国民健康保険加入者は原則として支給されません。

個人事業主のための出産育児支援制度まとめ

個人事業主が押さえるべき手続きと注意点

■ 手続きチェックリスト

個人事業主が自身で行うべき主な手続きは以下の通りです。期限を逃さないよう注意してください。

手続き名	提出先	備考
国民年金保険料免除	市区町村役場	出産予定日の6ヶ月前から届出可
国民健康保険料軽減	市区町村役場	2024年1月開始の新しい制度
出産育児一時金	加入の健保窓口	直接支払制度の利用が一般的
出生届	市区町村役場	生後14日以内に提出

■ 公的保障の適用範囲に関する注意点

個人事業主（国民健康保険・国民年金加入者）は、会社員と異なり以下の制度が適用されない点に留意し、事前の資金計画を立てる必要があります。

- ・ **出産手当金**：産休中の所得補償はありません。
- ・ **育児休業給付金**：雇用保険制度のため、個人事業主は対象外です。